

経済産業省委託事業

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品  
の流通についての ISP 責任に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

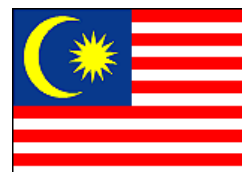
バンコク事務所

知的財産部

協力

**Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP**

## 第6章 マレーシア



### 1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観

Lelong.my	
U R L	<a href="http://www.lelong.com.my">http://www.lelong.com.my</a>
知名度	Alexa Rank 「15位/マレーシア」「3,391位/グローバル」 Facebook いいね! 「161,338」
概要	Lelongは、マレーシアにおいて、最もユーザーの訪問数の多いウェブサイトの1つであるとのことである。
eBay Malaysia	
U R L	<a href="http://www.ebay.com.my">http://www.ebay.com.my</a>
知名度	Alexa Rank 「131位/マレーシア」「15,628位/グローバル」 Facebook いいね! 「293,464」
概要	ほとんど全てのものが購入できるオンライン市場サイトである。
Zalora. Malaysia	
U R L	<a href="http://www.zalora.com.my">http://www.zalora.com.my</a>
知名度	Alexa Rank 「100位/マレーシア」「16,338位/グローバル」 Facebook いいね! 「715,825」
概要	靴やファッション類購入のためのオンラインショッピングサイトである。
Lazada Malaysia	
U R L	<a href="http://www.lazada.com.my">http://www.lazada.com.my</a>
知名度	Alexa Rank 「43位/マレーシア」「8,070位/グローバル」 Facebook いいね! 「818,651」
概要	同サイトは、Zaloraを所有する会社と同一の会社によって開設された。同サイトは、世界的に最も人気のあるブランドを種々販売するショッピングサイトであり、特に電化製品に力を入れているが、電化製品のみならず、本や化粧品、バッグ、時計なども取り扱っているとのことである。

### 2. ISPの法的責任

#### (1) インターネット上での知的財産権侵害についてのISP責任を定めた法律等

マレーシアでは、特許法や商標法等の知的財産法において ISP の責任を規律する特別な法律は存在しないとのことである。

これに対して、著作権については、「2012 年著作権（改正）法」（Copyright Amendment Act 2012「著作権法」<sup>22</sup>）が、オンライン上での著作権侵害に関する ISP の責任について定めている。

同法によると、著作権者は、インターネットサービスプロバイダ（以下「ISP」という。）の指定代理人に対し、侵害通知書を用いて著作権侵害の事実を告知することができる（著作権法第 43H 条第 1 項）。通知方法は同法には定められていないものの、同通知書には、ISP が当該通知に従うことによって ISP 又は第三者に発生する損害や責任を補償する義務を引き受ける旨明確に記載しなければならないとのことである。これらの要件を実質的に満たす通知を受領した場合、ISP は同通知書の受領から 48 時間以内に侵害被疑品を除去するか、侵害被疑品へのアクセスを遮断しなければならないとされている（同条第 2 項）。ISP は、不明な点がある場合には、この 48 時間以内に、権利者に対して明確にするよう求めなければならない。

#### 著作権法 第 43H 条

- (1) インターネット上における著作物の電磁的複製物が著作権を侵害する場合、著作権を侵害されている著作権者は、インターネットサービスプロバイダに対し、大臣が指定する方法で通知書を送り、侵害被疑品の除去又は侵害被疑品へのアクセスを遮断することを求めることができる。この場合、著作権者は、当該通知に従うことによってインターネットサービスプロバイダ又は第三者に発生する損害や責任を補償する義務を引き受けなければならない。
- (2) インターネットサービスプロバイダが第 1 項の通知書を受領した場合、インターネットサービスプロバイダは、通知書の受領から 48 時間以内に侵害被疑品を除去し又は侵害被疑品へのアクセスを遮断しなければならない。上記(1)項記載の権利とは以下の権利を指す。

#### 著作権法 第 43E 条

- (1) インターネットサービスプロバイダは、以下に定める場合、著作権侵害の責任を負わない。
  - (b) インターネットサービスプロバイダが、ハイパーリンクやサーチエンジンといった情報ロケーションツールを用いて侵害被疑品をユーザーに参照させ、又はユーザーのためにリンクを貼っている場合であっても、

<sup>22</sup> WIPO の英語訳及び特許庁の日本語訳は存在しない。なお、2012 年著作権（改正）法は、1987 著作権法（the Copyright Act 1987）の一部を修正したものである。1987 著作権法（the Copyright Act 1987）については、WIPO の英語訳（[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=128834](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=128834)）が存在する。

(iii) 第 43H 条に基づく通知書の受領に基づいてインターネットサービスプロバイダが、同条に定める時間内に侵害被疑品を除去し又は侵害被疑品へのアクセスを遮断した場合

#### 著作権法 第 43H 条

(3) 第 2 項によって侵害被疑品を除去され又は侵害被疑品へのアクセスを遮断された侵害被疑品の所持者は、大臣の指定する方法で、インターネットサービスプロバイダに対して、対抗通知を送り、侵害被疑品をインターネットサービスプロバイダのプライマリネットワークに復活させることを求めることができる。

(4) インターネットサービスプロバイダは、

(a) 対抗通知を受領した場合、第 1 項の通知書を送った者に対して、対抗通知の写しを交付し、除去し又はアクセスが遮断された侵害被疑品が 10 営業日のうちに復活されることを通知しなければならない。

(b) 第 1 項の通知書を送った者が第 3 項の対抗通知を送った者に対し、インターネットサービスプロバイダのネットワーク上で著作権侵害行為を制限するため裁判所による命令を促す申立てを行った、との追加通知を受けた場合を除いて、除去し又はアクセスが遮断された侵害被疑品を当該追加通知の受領後 10 営業日以降において復活させなければならない。

## (2) ISP 責任が認められるための要件

上述のとおり、マレーシアでは、著作権以外に関しては、特許法や商標法等の知的財産法において ISP の責任を規律する特別な法律は存在しないとのことであるので、以下では著作権侵害に関する責任追及の要件について説明する。

### ア. 差止め（侵害品の除去）

差止命令は、被告の著作権法第 36 条第 1 項に基づく著作権侵害行為があった場合に認められる（同法第 37 条第 1 項）。そして、第三者をして間接的に著作権を侵害する場合も著作権侵害行為となる（同法 36 条 1 項<sup>23</sup>）。間接的な著作権侵害に当たり得るため、差止命令が認められる可能性があるとのことである。したがって、ISP が、ISP のサイトに侵害複製物が掲載されていることを知り又は知り得る合理的理由がある場合並びに ISP が上記著作権法第 43H 条第 1 項、2 項に規定する義務に違反した場合には、ISP が間接的に著作権侵害行為を行ったものとして、著作権者は、

<sup>23</sup> 著作権法第 36 条 1 項は、「Copyright is infringed by any person who does, or causes any other person to do…」と規定している。なお、このような定めは、特許法及び商標法には存在しないとのことである。

差止命令及び暫定的差止命令を申立てることができる可能性があるとのことである。

なお、暫定的差止命令は、判決によって差止命令が出されるまでの間、申立人の権利をさらなる侵害行為から保護するために高等裁判所の自由裁量で出される司法命令である<sup>24</sup>。暫定的差止命令が認められるためには、これに関して判断したリーディングケースである *American Cyanamid v Ethicon* [1975] LR [HL] 396 における以下の基準を満たさなければならない。

- (i) 審理すべき重要な問題があること (Serious issue to be tried)
- (ii) 利便性とのバランスが差止命令の付与を支持すること (Balance of Convenience favours the grant of an Injunction)
- (iii) 損害賠償請求では十分な救済措置とならないこと (Damages would not be an adequate remedy)

上記の判断手法は、*Keet Gerald Noel John v Mohd Noor* [1995] 1 CLJ 294 における控訴審判決においても採用されている<sup>25</sup>。

## イ. 損害賠償

マレーシアにおいて、ISP に対する損害賠償請求についての特別な規定はないが、ユーザーが侵害複製物を ISP のサイトに掲載しており、ISP が同事実を知っていた場合には、著作権者は、著作権法第 37 条第 1 項に基づいて ISP に対して損害賠償請求を行うことができる可能性があるとのことである。

著作権法第 37 条においては、一著作物に対して、2 万 5,000 マレーシア・リングギ (USD7,900) 以下の法定損害賠償 (ただし、合計して 50 万マレーシア・リングギ (USD160,000) を超えない範囲) での損害賠償請求権が救済措置として定められて

---

24 Tay & Partneres Su Siew Ling, Partner, Advocate & Solicitor April Wong Chooi Li, Advocate & Solicitor 「特許庁委託 模倣対策マニュアル マレーシア編」(日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2013 年 3 月)

([http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2010\\_man.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2010_man.pdf)) 67 頁参照。

25 暫定的差止命令は、原告が自己の知的財産権が侵害されていると認識した場合には、なるべく速やかに申立てが行われなければならない。遅れが生じた場合には、遅れた理由につき十分に説明されなければならないとされている。そして、審理においては、重要な事実は全て開示されなければならない(「裁判所規則」(the Rules of Court 2012) Order 29 r. 1.3A)。事実が開示されず、間違った命令が出た場合、致命的な問題が起きかねないからである。事実誤認に関しても致命的な問題である。審理すべき事項が、法的問題なのか、事実の問題なのかは明確に設定されなければならない。裁判官は、暫定的差止命令が認容されるか、棄却されるかによって原告又は被告により重大な損害が生じるか、不公正な判断とならないか、を考えなければならない。また、裁判官は、損害が金銭で定量的に評価できるのか、被告にはこれを支払う能力があるのかを判断する。時々、裁判官はそのときの事実や状況によって、暫定的差止命令を認めるのではなく、代わりに、被告が最終的に支払うことになるあらゆる損害を保証する担保を被告に要求することがある。

いる。

裁判所は、権利侵害を認定した場合、損害を算定することになるが、この場合、種々の異なる計算方法を採用することができる。具体的には、支払われるべきロイヤリティや、逸失利益等によって、権利者が被った損害又は侵害者が得た利益が計算される（著作権法第37条第3項）。

裁判所が、損害額を計算するにあたって、著作権法は、以下の事情を考慮すべきとしている。

- ✓ 侵害行為の性質と目的（侵害行為が商業的な性質であるか否かを含む）
- ✓ 侵害行為の悪質性
- ✓ 行為に悪意があったか
- ✓ 著作権者が何らかの損失を被ったか又は被る可能性があるか
- ✓ 被告に発生したと思われる何らかの利益
- ✓ 手続前及び手続中における両当事者の行動
- ✓ 他の類似侵害の阻止の必要性
- ✓ その他関連する全て

#### ウ. 売主情報の開示

マレーシアの裁判所は、discovery について判断した *Norwich Pharmacal Company v. Customs and Excise Commissioners* [1973] 3 WLR 164 at 168 における裁判例に基づいて、請求者の側では不正行為者を特定できない場合であっても、請求者が、ISP に対して不正行為者を特定するための情報開示を求めること（いわゆる *Norwich Pharmacal order*）を許容している。同裁判例によると、*Norwich Pharmacal order* が認められる要件は以下のとおりである。

- (i) 不正行為者によって不正行為がなされ、又はされたと主張し得る状況にあること
- (ii) 不正行為者に対して手続を行使するための命令を得る必要性があること
- (iii) 命令を求められている対象者が、
  - (a) 不正行為の助長に関わっており、
  - (b) 不正行為者に対する訴訟を提起するために必要な情報を提供することができ、又はできる可能性があること

裁判所は、ISP が不正行為者において不正を行うことを知りながらこれを容易に行っている場合等、上記の要件を満たす場合には同命令を発令する可能性がある。

## エ. 刑事罰

ISP に対する刑事罰についての特別な規定はないが、ISP が以下の著作権侵害行為を行ったとまで評価できるような場合には、著作権法第 41 条に従って、ISP に刑事罰が課されるとのことである<sup>26</sup>。

### 著作権法 第 41 条

- (a) 販売若しくは貸与のために侵害複製物を作成すること
- (b) 侵害複製物を販売し、又貸し、取引目的で貸与し、売買又は賃借目的で展示し、売買又は賃借を申出ること
- (c) 侵害複製物を頒布すること
- (d) 私的使用及び家庭での使用以外の目的で侵害複製物を所有・管理する行為
- (e) 取引目的で侵害複製物を展示すること
- (f) 私的使用及び家庭での使用以外の目的でマレーシアに侵害複製物を輸入すること
- (g) 侵害複製物の作成に使用されている又はされる予定の装置を製造又は所有すること
- (h) 有効な技術的保護手段を回避すること
- (ha) 有効な技術的保護手段の回避を目的とした技術や装置を製造し、輸入し、又は販売すること
- (i) 権限なく、電子著作権に関する管理情報を消去、あるいは改ざんすること
- (j) 権限なく、公共への配給及び通信のために、電子著作権に関する管理情報を消去あるいは改ざんした著作物又はその複製物を流通あるいは輸入すること

(a)から(f)の違反については、初犯の場合、各権利侵害複製品につき 2 万マレーシア・リングギ (USD6,250) 以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮、又はその両方が課される。再犯の場合、各権利侵害複製物につき 4 万マレーシア・リングギ (USD12,500) 以下の罰金若しくは 10 年以下の禁錮又はその両方が課される。

(g)と(ha)の違反については、初犯の場合、各権利侵害複製物に関する各装置に対して 4 万マレーシア・リングギ (USD12,500) 以下の罰金若しくは 10 年以下の禁錮、又はその両方が課される。再犯の場合、各装置につき 8 万マレーシア・リングギ (USD25,000) 以下の罰金若しくは 20 年以下の禁錮、又はその両方が課される。

(h)(i)(j)の違反については、初犯であれば 25 万マレーシア・リングギ (USD80,000) 以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はその両方が課される。再犯の場合、50 万マレーシア・リングギ (USD160,000) 若しくは 10 年以下の懲役、又はその両方が課さ

<sup>26</sup> なお、特許法や商標法といった他の知的財産法において ISP の刑事罰を規律する法律は存在しないとのことである。

れる。

### (3) ISP 責任に関する重要裁判例等

マレーシアにおいて、現在のところ、ISP の上記責任に関する裁判例は見当たらないとのことである。ただし、ISP の責任に関連する裁判例として以下のものが存在するとのことである。

#### ア. STEMLIFE BHD v. BRISTOL-MYERS SQUIBB (M) SDN BHD [2008] 6 CLJ 200

原告が、被告のウェブサイトのフォーラムに掲載された多数のメッセージ（ユーザーにより作成・投稿された外部ブログへのハイパーリンクを含む。）に基づいて、被告に対して名誉毀損を訴えたとの事案である。被告は、オンラインプラットフォームのサービス・プロバイダーである。当該ケースにおいては、被告に出版主体、ウェブサイトの編集者としての責任があるとの主張がなされていた。

原告は中傷的な投稿の調査を行うため、*Pre-action discovery* を申し立てた。裁判所は原告の *discovery* の申立てを認め、*Norwich Pharmacal Co v. Customs and Excise Commissioners [1974] AC 133* に基づき関連情報の開示を被告に命じた。

裁判所は、当該開示命令につき判断する段階では、被告ウェブサイトのフォーラムにおいてユーザーが侵害行為を行ったことに関して、被告がユーザーと同様の責任を負うか否かについては、判断の必要がないとの立場をとっていた。

裁判所は、被告は、ユーザーを違法なブログに導き、侵害行為に関与し、また、侵害行為を容易にしたと判断した。被告のウェブサイト内のアクティブリンクは、不正行為を促進する積極的な役割を行ったとされた。

#### イ. STEMLIFE BERHAD v. BRISTOL MYERS SQUIBB (M) SDN BHD & ANOR [2009] 1 LNS 1272

上記開示命令を発したものの、裁判所はその後、被告の法的責任については、被告ウェブサイトのフォーラムに直接投稿されたユーザーの書き込みに関して、被告は、名誉毀損の責任を負わないと判断した。さらに、被告は、指摘されている名誉毀損文言の出版主体とはされず、当該文言を公開する積極的な役割を担っていないとされた。裁判所は、出版行為の定義について判断した判例に基づく以下の要件に依拠して、出版行為の該当性を判断した。

- ✓ 名誉毀損表現と主張されている表現を広める積極的で明確な行為があること



- ✓ 名誉毀損表現の伝達を管理していたこと

裁判所は、本件事例において、上記要件が満たされないと判断した。裁判所は、被告は、単にインターネット上での投稿を促進するため、受動的な役割を担っている ISP にすぎず、コモンローの下、出版主体と位置付けることはできないという見解を取った。

### 3. ISP に対する実務的措置

#### (1) 推奨される対応

著作権法は、権利者の権利を知的財産権侵害から守るため ISP が積極的な協力を行うように促している。具体的には、上記2.のとおり、著作権法によると、通知書を受け取った ISP は、侵害被疑者が電子コピーを維持するよう対抗通知を提出しない限り、通知書を受け取ってから 48 時間以内に、侵害品の電子コピーをネットワークから除去し、またこれへのアクセスを遮断しなければならないとされている。

したがって、知的財産権の所有者は、侵害品を除去し、侵害品へのアクセスを停止させるため、侵害が引き起こされた場合、直ちに ISP に対して、接触するべきである。

#### (2) ISP に知的財産権侵害品の削除等を求める実務的留意点

上記(1)を参照されたい。

#### (3) 一般に予想される ISP 側の対応及び実例

ISP は、一般的に知的財産権者からの侵害の通知に対して、敏感に反応しているとのことである。現地法律事務所が ISP に対して権利者を代理して通知を出した際、該 ISP は第三者の知的財産権を尊重していたとのことである。ISP は一般的に権利者の要求に対して協力的であり、前述した開示命令である **Norwich Pharmacal order** が出される前においても、登録された発信者情報を迅速に開示しているとのことである。

#### (4) インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

##### ア. 消費者フォーラム (Communications and Multimedia Consumer Forum of Malaysia<sup>27</sup>)

---

<sup>27</sup> <http://www.cfm.org.my>

消費者フォーラムは、事業者と消費者を代表する構成員により構成されている。事業者側は、通信・マルチメディア産業の意見を代弁している一方、消費者側の意見は、非政府組織や公共利益団体により表明される。消費者フォーラムのメンバーシップは、消費者フォーラムの構成員全てに開かれており、構成員は、各種規範のチェックや教育的プログラム等の継続的な活動に参加することが奨励されている。

#### イ. マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)<sup>28</sup>)

マレーシア知的財産公社は、MDTCC の傘下部門である。マレーシア知的財産公社は知的財産権が管理され、適切に執行されるようにするとともに、国際的なレベルでの知的財産に関する問題の研究を行い政府に助言を行うといった機能を実現するために設立された。

マレーシア知的財産公社の公式ポータルは、オンライン上で頒布される侵害品の情報を含む様々な情報を掲載している。

#### ウ. Lawyerment<sup>29</sup>

Lawyerment は、消費者と事業者に法的ガイドを提供するための、法律のディスカッションフォーラムである。同サイトは、シンプルで分かりやすい方法で、役立つ法的な情報を提供することを目的としている。同サイトは、知的財産法を含む法のさまざまな領域での公開討論の場を提供している。

---

<sup>28</sup> <http://www.myipo.gov.my>

<sup>29</sup> <http://www.lawyerment.com>